

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部運転免許管理課
根拠法令等	地方自治法第 227 条 道路交通法、道路交通法施行令

【改正の概要】

道路交通法第 93 条の 2 の規定に基づき免許証に記載すべき事項を電磁的方法により記録した IC カードの免許証に移行することに伴い、免許証交付等に係る手数料を改定する。

	改正前（非 IC）	改正後（IC）
免許証交付手数料	1,650 円	2,100 円
免許証再交付手数料	3,200 円	3,650 円
免許証更新手数料	2,100 円	2,550 円

施行日 平成 21 年 1 月 1 日

【その他参考事項】

IC カード免許証の導入状況

導入時期	導入した都道府県名	
平成 19 年 1 月	東京都、茨城県、埼玉県、兵庫県、島根県	計 5
平成 20 年 1 月	千葉県、岡山県、香川県、長崎県、熊本県	計 5
平成 21 年 1 月（予定）	愛媛県、北海道、神奈川県、徳島県 外 23 県	計 27
平成 21 年 3 月以降（予定）	静岡県 外 9 府県	計 10

法 令

道路交通法

第 93 条の 2 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。

第 112 条 都道府県は、第 6 章（第 104 条の 4 第 6 項を除く。）及び第 6 章の 2 の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～四 省略

五 第 101 条第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料

六～十三 省略

2 省略

道路交通法施行令

第 43 条 法第 112 条第 1 項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区 分	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する額
免許証更新手数料	免許証の更新（法 101 条の 2 の 2 第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	750 円（法第 93 条の 2 の規定による記録が行われる場合に あつては、1,200 円）	1,350 円